

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年6月15日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規則第16号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則(平成16年4月1日規則第29号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：財務課が調達等業務を実施するに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
<p><u>附 則</u> この規則は、平成25年6月15日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</p>					
別表第1-1～3-5 〔省略〕			別表第1-1～3-5 〔省略〕		
<p><u>別表第3-6（第3条第3項）</u> 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲</p>			<p><u>別表第3-6（第3条第3項）</u> 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲</p>		
部局名	補助者として指定する 職位	補助者が処理する事務の範囲	部局名	補助者として指定する 職位	補助者が処理する事務の範囲
<u>財務施設部</u>	財務施設部長	(1) 予定価格調書案の作成 (2) 業者の選定	<u>財務部</u>	財務施設部長	(1) 予定価格調書案の作成 (2) 業者の選定
財務課	財務課長	<u>(1) 契約担当役印の保管及び押印</u> (2) 予定価格調書案の作成 (3) 業者の選定 (4) 入札の執行 (5) 検査及び検査調書の作成	財務課	財務課長	<u>契約担当印の保管及び押印</u>
別表第3-7～4 〔省略〕			別表第3-7～4 〔省略〕		